

みんなで……

- ・公害をなくしましょう
- ・木と花を植えましょう
- ・スポーツを楽しみましょう
- ・暴力を追放しましょう

No.64

45.4.20



要望や苦情は市民相談室へ

「市道のことで相談が…」「交通事故の話し合いがうまくいかない」など市民みなさんの要望、苦情、相談ごとに応じるのが「市民相談室」です。市民相談室は2階の市民ホールにあります。相談ごとのある人はいつでも、気軽にご利用ください。相談はすべて無料。

■市民相談と交通相談 每日午前9時から午後4時まで。

・弁護士による交通相談は毎週水曜日午後1時から2時まで受付。

■行政相談 毎月第2、第4水曜日午後1時から3時まで。相談員は遠藤栄さん(松本61-1234)、井出安江さん(富士見町52-0770)で定例相談日以外の日は自宅でも受け付けています。

■内職相談 毎週月曜日と木曜日午前9時から午後4時まで。

■法律相談 毎週水曜日午後1時から3時まで受付。

■心配ごと・人権こまりごと相談 毎週木曜日午前10時から午後3時まで

ページ案内

施政方針	2
予算説明	4
会計別予算	6
総合窓口	7
事務所支所の廃止	8
庁舎連絡車	9
おしらせ	10